

(別紙 1 - 1)

団体名： よさの三四の森の会

団体登録事業計画書

○活動場所 (与謝野町内)	与謝野町内の山林、耕作放棄地等
○解決したい地域の課題を教えてください。	
与謝野町は、山から川を通じて海につながるひとつの流域を抱く地形にある。しかし、流域をつなぐ“水”の源である根幹の山々は、木材の過小利用（価値の低下）による手入れ不足の状況にあり、森林の保水力の低下、水害・土砂災害の危険、水資源の枯渇・水質悪化、獣害被害などの問題を抱える。また、その状況に対しての住民の関心は弱く、山々に囲まれて自然が近い距離にありながら、日々の暮らし（ライフスタイル）においては遠い存在であり、自ら自然へと関わる機会も少ない。	
○今後の事業予定を教えてください。 (※複数の事業を行う場合は、優先順位の高い順に記載してください。)	
1. 地域の木々が立て込む森を間伐し、健康な森の育成に励む 2. 伐採した木々を木材や薪炭材への利活用につなげていく 3. 会員以外の方も自身の山や庭などで使用するチェーンソーを安全に使い、メンテナンスしていただけるようチェーンソー（目立て）安全講習会を開く 4. 丹後広域振興局や地域の公民館と協力して、きこり体験や森林について学ぶ機会を開く 5. 大田和の森の遊歩道整備を地域の方と続けていく（会員以外の方にも関わって頂くイベントも開催） 6. 耕作放棄地を活用した食べる桜の栽培や加工、里山育成 7. 地域のイベントに参加して木材の販売やワークショップなどを開いて交流する機会を迎える 8. 山の手入れの大切さや自然との関わりを考えてもらえるよう、また取組に賛同してともに会員となって活動してくれる人の募集を広報していく 本申請においては特に、森の手入れの活動に掛る人件費や道具類について、また今後の仲間づくりに向けて多くの方に活動内容を共有し、関わりをもって頂けるよう広報についてのご支援をお願いしたいです。	
○事業を通じて、期待される効果・変化や目指す地域の姿（目標）を教えてください。	
本事業を通じて、私たちが目指すのは、「自然とのつながりを取り戻し、心身ともに豊かに暮らせる地域社会の実現」です。自然からの恩恵を受け取り、自然と共に生きる暮らしを丁寧に育むことが、次のような地域の変化や効果をもたらすと考えています。 ● 地域住民の意識が高まり、手入れされる山域が広がって、地域全体の山の保水力や水質が高まり、水害や土砂災害の危険の回避や獣害被害がなくなってゆく ● 地域の木材製品や薪炭材の利用が高まって、地域資源を大切に育むライフスタイルが広がり、持続可能な資源循環型の暮らしが地域全体に根づく ● 森の中での遊びや学びの場が日常的に開かれ、自然に親しむ機会が身近にあることで、穏やかな人のつながりと、発見・学びの文化が地域に育まれてゆく	
○事業実施体制を教えてください。	
1. 月に3回ほどのペースで、3人以上で山に入り、間伐・伐採をする。 2. 随時必要に応じて伐採木を搬出し、木材としての販売、チップ工場への販売をする。年に3回ほど会	

員が集まって薪づくりする。 3. 年に1回、講師を招き、地域住民に呼びかけて、チェーンソーの目立て技術を学んだり、安全な伐採方法について学んだりする機会を開く。 4. 丹後広域振興局が開く森林の適正な維持管理セミナーの体験部門として森の活用方法を見学してもらったり体験をしてもらう講師を務めたり、与謝野町中央公民館主催の小学4年～6年生に向けた自然観察間伐体験の実施をする。 5. 大田和の森(与謝野町奥滝地区)の遊歩道沿いの間伐や伐採、植栽のメンテナンスをしたり、橋のメンテナンス(修理や年1回の防腐剤の塗装)をしたり、年に1回、地域住民に呼びかけ、一緒に倒木整備や橋の掃除などをする遊歩道整備イベントを開催して継続的な管理をしながら地域住民に知ってもらう機会を開く。 6. 耕作放棄地(与謝野町滝地区)を(会内2名の部員が主となり)活用した大島桜や関山桜の栽培、採取から、塩漬け加工・販売へ展開。桜の葉摘については、会員以外の体験受入れもしている。 7. 地域のイベント(『滝の千年ツバキまつり』や『阿蘇シーサイドピクニック』、『丹後 WOOD FESTIVAL』)に参加し、山の手入れや森林との付き合いの大切さのPRをしながら、森の産物(木材や菌打ちしいたけ、炭など)の販売やワークショップを開く。 8. 山の管理や森林との関わりの重要性をリーフレットでPRし、Facebookでイベントや活動のお知らせを発信。(今後は、Instagramでの情報発信や発信頻度の向上によってWEB上での拡散を図るほか、場合によってはチラシなどの紙媒体も活用し、情報に触れる機会の拡大を検討しています。)	
事業実施時協力者数	最大 40 名程度
○情報発信方法(寄附の獲得方法)として、どんな工夫を行いますか。	
● SNS (Facebook や Instagram) の投稿での呼びかけ (Instagram のハイト機能の活用や寄付ページへのリンクの誘導) ● イベント開催時、参加時に寄付ページへの案内 QR コードと説明文を掲示	
○団体の事業を自立的・継続的に活動していくために、どんな工夫を行いますか。	
本団体の主軸となる森林整備(間伐など)の作業については、安全管理上、保険加入や安全講習の受講を前提とした会員による実施が不可欠です。 しかし、事業の継続性を高めるためには、会員以外の一般の方にも関わっていただける場を設けることが重要だと考えています。 ● 間伐作業に限らず、薪づくりや森林整備など安全性の高い範囲で関わりやすい作業や体験の機会を幅広く提供し、参加の入口をひろげる。 ● 活動を共に担う仲間(会員)の募集を、日常的かつ戦略的に行う。 イベント開催時の看板やパンフレットに「仲間募集中」の告知を添えるほか、SNSでも定期的に呼びかける。 ● 既存会員が知人・友人へ口伝えで活動を広められるよう、活動内容や入会方法をわかりやすく伝えられるツール(説明用紙やカードなど)を整備し、自然な形で広報が広がっていくよう工夫を検討。 こうした仕組みを通じて、参加者が「見学者」から「応援者」へ、そして「実践する仲間」へと段階的に関わりを深められる環境を整え、地域に根ざした継続的な活動体制の構築を目指します。	

(別紙 1 - 2)

団体名： よさの三四の森の会

収支計画書

【収入】

(単位：円)

科 目	内 訳	金 額
補助金	ふるさとまちづくり活動応援補助金	1,300,000
事業収入（受益者負担分）		
自己資金		
その他		
収入合計		1,300,000

【支出】

(単位：円)

科 目	内 訳	金 額	
		対象経費	対象外経費
森林整備人件費	1500 円×3 時間×3 人×30 日分間伐・伐採作業	405,000	
備品（機材代）	無線マイク・イヤホン 1 セット	71,000	
備品（機材代）	トランシーバー 1 セット	18,000	
備品（用具代）	フック付ワイヤー 40m	73,000	
備品（用具代）	チェーンソー 1 台	329,000	
消耗品費	チェーンソーの替刃（25cm×5 枚）	20,000	
消耗品費	チェーンソーの替刃（30cm×4 枚）	18,000	
消耗品費	チェーンソーの替刃（40cm×3 枚）	13,000	
消耗品費	チェーンソーの替刃（45cm×2 枚）	13,000	
広報費（看板代）	会員募集（資材代、デザイン代）	44,000	
広報費（看板代）	活動スケジュール（委託制作費、デザイン代）	63,000	
広報費（ミニリーフレット）	500 部 印刷作成（デザイン代含む）	24,000	
広報費（SNS）	Instagram アカウント作成・管理	11,000	
広報費（コンテンツ作成・投稿代）	（活動、募集、広報コンテンツ作成・投稿）／年	132,000	
広報費（撮影代）	写真撮影・データ整理・加工・編集	66,000	
支出合計		1,300,000	
総合計		1,300,000	

(様式第 10 号)

よさの三四の森の会 規約

平成 28 年 9 月 23 日制定

平成 29 年 4 月 22 日改定

平成 30 年 9 月 12 日改定

令和 3 年 7 月 27 日改定

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この活動組織は、よさの三四の森の会（以下「森の会」という。）という。

(事務所)

第 2 条 森の会は、主たる事務所を代表宅に置く。

(目的)

第 3 条 森の会は、第 4 条の構成員による森林・山村の多面的機能の発揮のための地域共同の活動を通じ、地域の活性化を図ることを目的とする。

第 2 章 構成員

(構成員及び年会費)

第 4 条 森の会の構成員は別紙のとおりとする。

(備考) 森の会の組織構成、活動に当たっては、必要に応じて定例会、研修会等を開いて、地域の実情を踏まえて関係者が十分協議し、技能、知識の向上を図りながら森の会の円滑な運営、発展に努める。

2 構成員は年会費を納入する会員からなる。

3 年会費は 3000 円 / 年・人とする。

第 3 章 役員

(役員の定数及び選任)

第 5 条 森の会に、代表 1 名、副代表 2 名、書記 1 名、会計 1 名、監査役 2 名を置くこととする。代表等役員は別紙のとおりとする。

2 代表、副代表及び監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。

3 代表は、この森の会を代表し、森の会の業務を統括する。

4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。

5 書記は、森の会の活動の事務等を行う。

6 会計は、責任をもって事業の会計を行う。

7 監査役は、責任をもって会計の監査を行う。

(役員の任期)

第 6 条 役員の任期は、2 年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員会)

第 7 条 代表は、活動や会計の中間報告、総会の準備、細則の審議等のために、必要に応じて役員会を開く。

2 役員会の議長は、代表が務める。代表が出席できない時は、副代表がその任にあたる。

3 重要な案件がある時は、役員会は役員数の 2 / 3 以上の出席を必要とする。但し、出席は委任状をもって代えることができる。

4 役員会での決議は、出席者の 2 / 3 以上で決する。

第 4 章 総会

(総会の開催)

第 8 条 通常総会は、毎年度 1 回以上開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

一 構成員現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示した書面により役員に請求があったとき。

二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。

三 その他、代表が必要と認めたとき。

3 前項第 1 号の規定により請求があったときは、代表は、その請求のあった日から 30 日以内に総会を招集しなければならない。

4 総会、臨時総会の招集は、少なくともその開催の 7 日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

(総会の権能)

第 9 条 総会はこの規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

一 活動に関する実施及び実績報告、収支決算、活動計画の作成又は変更に関すること。

二 森の会の規約の制定及び改廃に関すること。

三 その他、森の会の運営に関する重要な事項。

(総会の議決方法等)

第 10 条 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

2 議長は、総会の場で選任するものとする。

- 3 総会においては、第 7 条第 4 項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。
- 5 総会の議事は、第 10 条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布するものとする。

(特別議決事項)

- 第 1 1 条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。
- 一 森の会の規約の変更
 - 二 森の会の解散
 - 三 構成員の除名
 - 四 役員の解任

第 5 章 事務、会計及び監査

(書類及び帳簿の備付け)

- 第 1 2 条 森の会は、第 2 条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。
- 一 森の会の規約
 - 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
 - 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
 - 四 その他代表が必要と認めた書類

(書類の保存)

- 第 1 3 条 森の会は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から 5 年間保存することとする。

(事業及び会計年度)

- 第 1 4 条 森の会の事業及び会計年度は、毎年 6 月 1 日に始まり、翌年 5 月 3 1 日に終わる。

(資金)

- 第 1 5 条 森の会の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たってはほかの会計と区分して経理する。
- 一 森林・山村多面的機能発揮対策交付金等の補助金
 - 二 間伐材の販売による収入(チップ、薪、建築用材等)
 - 三 森の会が各種団体、個人から請け負った事業による収入(特殊木の伐採、

区有林の整備等)

四 特用農林産物の採集/生産、販売による一部の収入

(事務経費支弁の方法等)

第 16 条 森の会の事務に要する経費は、第 15 条の資金をもって充てる。

(活動計画の作成)

第 17 条 活動計画は、会計区分ごとに作成し、総会で報告する。

(資金の支出)

第 18 条 資金の支出者は代表とする。

(資金の流用)

第 19 条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

(金銭出納の明確化)

第 20 条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行之、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

(金銭の出納)

第 21 条 金銭を出納したときは、領収証を発行しなければならない。

2 金融機関への振込の方法により入金される場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(領収証の徴収)

第 23 条 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。
ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(物品の管理)

第 24 条 森の会が購入又は借り入れした器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。

(決算及び監査)

第 25 条 森の会の決算については、代表が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、通常総会の開催の日の 30 日前までに監査役に提

出しなければならない。

- 2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、代表は監査について、毎会計年度終了後 60 日以内に総会の承認を受けなければならない。

第 6 章 森の会規約の変更

(規約の変更)

- 第 26 条 この規約を変更した場合は、地域協議会長に報告をしなければならない。

第 7 章 雑則

(細則)

- 第 27 条 森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 59 号農林水産事務次官依命通知）、森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付要綱（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 60 号農林水産事務次官依命通知）、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 74 号林野庁長官通知）、その他この規約に定めるもののほか、森の会の事務の運営上必要な細則は、代表が役員会を開いて別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 28 年 9 月 23 日から施行する。
- 2 森の会の設立初年度の役員の選任については、第 5 条第 2 項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日までとする。
- 3 森の会の設立初年度の活動計画の議決については、第 17 条中「総会」とあるのは「設立総会」と読み替えるものとする。